

就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議の開催について

令和元年12月23日
関係府省申合せ
令和2年12月25日
一部改正
令和5年12月26日
一部改正

- 1 就職氷河期世代等への支援の推進について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長

副議長 内閣府政策統括官（経済財政運営担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長代理
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室長代理

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼内閣官房就職氷河期世代支援推進室次長
こども家庭庁支援局長
総務省大臣官房総括審議官
文部科学省総合教育政策局長
農林水産省経営局長
経済産業省経済産業政策局長
中小企業庁長官
国土交通省総合政策局長

- 3 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。